

健感発 0715 第 1 号
平成 26 年 7 月 15 日

各検疫所長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

ウズベキスタン政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

今般、ウズベキスタンから輸入された鳥類の衛生証明書について、内容の不備や発行経緯に不明な点が認められたため、現在、ウズベキスタン政府当局に対して、証明書の発行体制等について確認を行っているところです。

つきましては、この確認がなされるまでの間、同国政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「感染症にかかっていない又はかかっている疑いがない旨を証明することができないと厚生労働大臣が認める場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

確認の結果とその後の対応については、明らかになり次第、連絡します。